

手順書:創傷管理関連

19. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壞死組織の除去(1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血流のない壞死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や浸出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徵候の有無等)、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壞死組織を滅菌ハサミ(剪刀)、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 関節、会陰部、顔以外の部位に発生した褥瘡・慢性創傷がある患者
- 壊死組織に血流が認められず、感染徵候が認められない褥瘡・慢性創傷がある患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態、バイタルサインに変化がない
- 出血傾向がない
- 抗凝固療法中の場合、PT80～120% PT-INR≤2～3

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壞死組織の除去(壞死組織除去・創部洗浄)
- ・十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
- ・褥瘡の場合、褥瘡評価スケール(DESIGN-R 等)を用いて、褥瘡の深さ、大きさ、炎症/感染、肉芽組織、壞死組織、ポケットの評価を行う
- ・出血がみられた場合は、ガーゼにて圧迫止血を行う



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 褥瘡、慢性創傷の状態(DESIGN-R等)の評価
- 褥瘡、慢性創傷の部位
- 褥瘡又は慢性創傷の血流のない壞死組織、創部の感染徵候、不良肉芽の有無
- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 出血の有無
- 疼痛の有無

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する